

令和8年2月26日
教育総合支援センター
特別支援教育担当

区立学校における医療的ケア看護師配置事業の実施状況について

令和3年度より国の方針に則り、区立学校において医療的ケア看護師配置事業を開始しました。基本的な考え方や学校での実施状況については、下記のとおりです。

1 医療的ケアの実施にあたっての基本的な考え方

- (1) 医療的ケアを実施する学校は限定しない。入学を希望する学校（通学区域、学校選択制活用を問わない）において実施する。
- (2) 医療的ケア児の就学先（学校種・学級種）については就学相談において、決定する。看護師配置を希望する児童・生徒は就学相談の実施を必須と位置付ける。転入等途中学年の場合については、その都度相談を実施する。
- (3) 主治医の指示書（診療情報提供書）の提出を必須とし、安全を第一に考える。

2 実施する医療的ケアの内容

- (1) たん吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内）および胃ろう・腸ろう部、気管切開部の衛生管理
- (2) 経管栄養（胃ろう、腸ろう、鼻腔）
- (3) 導尿
- (4) 人工肛門（ストーマ）
- (5) 血糖値測定及びその後の処置
- (6) その他、教育委員会が実施可能と判断するもの

3 医療的ケアの実施者

医療的ケアは、教育委員会が契約した事業者が配置する派遣の看護師が実施する。

※令和3年度から原則5年間は株式会社メディカル・コンシェルジュが派遣元。
看護師への医療的ケアに関する指導・助言は主治医が行う。

4 看護師配置の考え方

- (1) 看護師の配置の可否は教育委員会が実施する医療的ケア利用相談委員会（就学相談委員会内の組織）で決定する。
- (2) 導尿など医療的ケアの内容によって、児童・生徒の成長に応じて自身でケアができるようになったときは、自立を促すため、医療的ケア安全委員会で検討・保護者と協議の上、看護師の配置を減らすことや終了することを目指す。
- (3) 派遣契約上、1日の最低勤務時間は5時間以上（土曜日は4時間以上）とする。
- (4) 看護師は、対象児の医療的ケア業務および生活支援業務、対象児の欠席時やケアの必要がない時間については保健室業務や感染症対策業務を行う。

5 令和7年度の受入実績

5校に看護師6名を配置

（内訳）人工肛門 2名、導尿 3名、血糖値測定 1名